



おねがいです。

応募!!!

あなたの日常を  
写真・川柳で。



優秀作品には図書カード1万円分プレゼント  
くわしくは、裏面をチェック!



# はぐくみ写真&川柳を大募集！

## 1 募集する作品

家庭や地域で子どもとともに暮らす楽しさや幸せ、子どものためにできることを、写真か川柳で作品にしてください。

(1) 写真：画像に題名を付してください。説明文やメッセージ等（100字程度）も添付可です。

(2) 川柳：概ね五・七・五の体裁をもつもの。たくさんの方が共感できる、面白く愉快なもの。

### 「京都はぐくみ憲章」とは…

子どもを健やかに育む社会を目指し、京都市民共通の行動規範として「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」を定めています。今年で制定から10周年。子どもを思い育む皆さんの行動「はぐくみアクション」で「京都はぐくみ憲章」の輪を一層広げ、子どもたちと未来を育むまち・京都を目指しましょう！詳しくは [京都はぐくみ憲章](#) で検索！

## 2 募集期間

平成29年11月7日（火）まで（必着）

## 3 応募方法

### (1) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の投稿による応募

Facebook, Twitter, Instagram で、ハッシュタグ「#はぐくみ写真」又は「#はぐくみ川柳」を付して、作品を投稿してください。

※応募・問合せ先アカウントからハッシュタグで閲覧できない投稿は無効になります。SNSアカウントの公開範囲を限定している場合は、メッセージ機能でお知らせください。折返し、こちらからフォロー（友達）申請を行いますので、ご承認ください。

### (2) Eメールによる応募

件名を「はぐくみ写真」又は「はぐくみ川柳」として、作品を添付し送付してください。

### (3) 郵送による応募

作品とともに、郵便番号・住所・氏名・連絡先（電話とEメール）を明記して郵送してください。

## 4 応募特典

(1) 優秀作品として選定された方に、図書カード1万円分を進呈します。

(2) 応募者の中から抽選で10名様に、図書カードまたは「はあと・フレンズ・ギフトカード（※）」ギフト券1,000円分を進呈します。

※障害のある人が関わって作った焼き菓子やユニークな商品を集めたセレクトショップ

## 5 その他・注意事項

- ①応募作品は、本市の広報媒体に使用される場合があります。応募者は、本市が応募作品を使用することについて、予め了承するものとします。
- ②応募作品は、第三者の権利を侵害するものでないものとしてください。
- ③写真の作品は、被写体となる人物・建物・商標等の権利や、撮影者の著作権等を侵害するものでないことを、応募者の責任において確認してください。未成年を撮影した作品は、応募や公開について保護者への了承を得てください。
- ④SNSで応募いただく場合は、SNSの利用規約を順守してください。
- ⑤Eメールで応募いただく場合は、データ量を5MB以下にしてください。
- ⑥応募数の上限は、写真・川柳それぞれで各一人様3作品（計6作品）までとします。
- ⑦優秀作品の選考や副賞等の送付に際して必要事項をお伺いするため、京都はぐくみ憲章担当から応募者へご連絡する場合があります。応募先・問合せ先のSNSアカウント名・Eメールアドレスを参照し、なりすましにご注意下さい。
- ⑧応募者から収集した個人情報、本事業の目的の達成に必要な範囲でのみ使用します。

## 6 応募・問合せ先

〒604-0845 京都市中京区二条殿町552 明治安田生命京都ビル4階 京都市はぐくみ創造推進室

電話：075-251-0457 FAX：075-251-1013 Eメール：hagukumi-bunka@city.kyoto.lg.jp

Facebook：京都はぐくみ憲章 Twitter：京都はぐくみ憲章@hagukumi\_bunka Instagram：京都はぐくみ憲章@hagukumi\_bunka



平成29年9月 はぐくみ創造推進室発行  
京都市印刷物 第294526号